

担

長野労働局労働基準部 健康安全課長 青木 重和 主任地方労働衛生専門官

当

児島 庄吾 TEL O 2 6-2 2 3-0 5 5 4 FAX O 2 6-2 2 3-0 5 9 1

労働災害の死亡事故が続発

~関係団体へ緊急要請と「信州・春の安全衛生教育推進運動」を推進~

長野労働局(局長 岡崎直人)は、平成25年10月以来、3年4か月振りに、4か月連続して毎月複数の死亡災害が発生し多発傾向にあることから、安全衛生関係団体等に文書で緊急要請するとともに、緊急労働災害防止団体会議を開催します。

また、第12次労働災害防止推進計画(平成29年度最終)の目標達成に向け、 労働災害の更なる減少を図るため、新規採用者など未熟練労働者が多くなる春 季に併せ、長野労働局初めての取り組みである「信州・春の安全衛生教育推進 運動」を推進することとします。

緊急労働災害防止団体会議

(1) 開催日: 平成29年3月13日(月)

午後3時00分~4時00分まで

(2) 場所: 長野労働局 局長室

(3) 内容

ア 死亡事故ゼロ緊急取組について

イ 第12次労働災害防止推進計画の目標達成に向けての取組について

ウ「信州・春の安全衛生教育推進運動」について

エその他

信州・春の安全衛生教育推進運動

(趣旨の概要)

- ・新規労働者の採用や配置換え等で、作業に不慣れな労働者が増加
- ・「セーフティ・ファースト―安全第一」の考え方を、新人教育等において、労働者1人1人に浸透させる。
- ・本運動を通じ、安全衛生教育を確実に実施してゆく長野県の企業文化を醸成 し、もって労働災害の撲滅を図る。

(取組の概要)

- ・労働安全衛生法で定める、雇入れ時、作業内容の変更時の安全衛生教育の実施
- 年間安全衛生教育計画の策定
- ・安全衛生教育への積極的な参加と実践

資 料

資料番号No.1 死亡事故ゼロへの緊急要請について

資料番号No.2 平成28年及び平成29年死亡災害事例

資料番号No.3 死亡事故の動向

資料番号No.4 第12次労働災害防止推進計画の進捗状況

資料番号No.5 第12次労働災害防止推進計画

資料番号No.6 「信州・春の安全衛生教育推進運動」要綱

資料番号No.7 働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動



長野労発基0301第1号 平成29年3月1日

安全衛生関係団体の長 殿(別紙の緊急要請した安全衛生関係団体)

長野労働局長

死亡事故ゼロへの緊急要請について

日頃より、労働災害の防止につきまして、格別なる御理解と御協力を賜り、厚く 御礼申し上げます。

さて、平成28年の長野県内の休業4日以上の死傷者数は、1,903人と対前年比6.3%の減少、死亡者数は1人減少の15人となりました。

しかし、平成28年11月から2月まで4か月連続して毎月複数の方が労働災害で亡くなりました。これは、平成25年10月以来、3年4か月振りとなり、死亡事故が多発傾向となっています。

さらに、平成 29 年 1 月の死傷者数は、前年同期比で 11.5%と急増しております。

現在、長野労働局では第12次労働災害防止推進計画を推進中ですが、同推進計画では、平成29年において、休業4日以上の死傷者数を平成24年比15%減少の1,617人、死亡者数10人以下としているところです。

このような状況のもと、死亡事故をゼロとするとともに、同推進計画の目標達成に向けて、貴団体の会員事業場の経営トップが率先して、特に下記の事項について 重点的に取り組まれるよう緊急に要請します。

記

1 共通事項

- (1) 安全衛生管理体制の確立
 - ア 経営トップ自らが先頭に立ち、労働災害ゼロ職場の表明 イ 安全委員会・衛生委員会等による審議を通じた安全衛生意識の共有
- (2) リスクアセスメントの実施による危険性・有害性の低減
- (3) 雇入れ時、業務配置時や危険有害業務における特別教育等の安全衛生教育 の確実な実施

特に「信州・春の安全衛生教育推進運動」への積極的な取組

2 死亡事故ゼロへの重点項目

労働安全衛生法令に基づく実施事項は確実に実施するとともに、次の重点項目について、それぞれのポイント等を参考にして労働災害防止に取り組むこと。また、厚生労働省歩ホームページやポータルサイト「職場のあんぜんサイト」等から、各種ガイドライン、災害事例や好事例等の情報を入手し、各事業場において創意工夫した安全衛生活動を推進すること。

(1) 交通労働災害の防止 別添リーフレット「交通労働災害防止を防止するために」参照

(2) 墜落・転落災害の防止

別紙1「墜落・転落災害防止対策のポイント」参照

- (3) はさまれ・巻き込まれ災害の防止 別紙2「はさまれ・巻き込まれ災害防止対策のポイント」参照
- (4) 土砂崩壊災害の防止 別紙3「土砂崩壊災害防止対策のポイント」参照
- (5) 積雪時における労働災害防止 別紙4「積雪等による労働災害防止のポイント」参照
- (6) 車両系建設機械による労働災害防止 別紙5「車両系建設機械による労働災害防止対策のポイント」参照
- (7) フォークリフト・トラック等の荷役運搬機械作業おける労働災害防止 別紙6「車両系荷役運搬機械による労働災害防止対策のポイント」参照
- (8) 伐木作業における労働災害防止 別紙7「伐木等作業の労働災害防止のポイント」参照

(参考)

- ○厚生労働省ホームページ: http://www.mhlw.go.jp/
- ○職場のあんぜんサイト :http://anzeninfo.mhlw.go.jp/

「信州・春の安全衛生教育推進運動」実施要綱

【趣旨】

労働災害は本来あってはならないものであり、労働災害を防止するためには、 労働者への十分な安全衛生教育が不可欠です。とりわけ、4月には多くの企業で、 新規労働者が採用されるほか、年度の切り替えに伴って、配置換え等も行われ ることも多く、作業に不慣れな労働者が増加することから、特に、雇入れ時や 配置転換時の教育が必要な時期といえます。

長野県内における休業4日以上の死傷者数を見ても、経験期間が1年未満の 未熟練労働者の災害は全体の約2割を占めます。また、長野県内においては、 就労者に占める非正規雇用労働者数の割合は全国に比べ高く、派遣労働者も多 い状況にあるなか、雇入れ時等の安全衛生教育が適切に行われていないと思わ れる災害も発生しています。

労働安全衛生法では、新規に労働者を雇い入れた時、業務内容が変更となった時、危険や有害な業務に就かせる時には安全衛生教育を実施することが義務付けられています。

労働災害防止は事業者のみならず、行政や労働災害防止団体、事業者団体も 含め関係者すべての責務です。とりわけ、地域の宝である若者が、十分な安全 衛生教育を受けないまま労働災害に被災することは、地域の大きな損失につな がるものであり、何としても避けなければなりません。

この運動は、労働現場では常識となっている「セーフティ・ファースト―安全第一」の考え方を、新人教育等において、労働者1人1人に浸透させ、地域全体の安全衛生意識を向上させることを運動の柱とするものです。

また、信州・危険の「見える化」推進運動と連携し、安全衛生教育を実施していることを事業者・管理者が認識できること、安全衛生教育を受けていることを労働者が実感できることなど、「見える化」を進めることにより、安全衛生教育を確実に実施してゆく長野県の企業文化を醸成し、もって労働災害の撲滅を図るものです。

【実施事項】

- 1 事業場が実施する事項
- (1) 労働安全衛生法に基づく雇入れ時等の安全衛生教育を確実に実施すること。

特に、派遣労働者に対しては、派遣元事業者・派遣先事業者が自ら実施しなければならない事項はそれぞれ確実に行うとともに、派遣元事業者・派遣先事業者で労働者の安全衛生教育の実施状況や習得度等の情報

を共有し連携して効果的に行うこと。

- ア 雇入れ時
- イ 作業内容の変更時
- ウ 一定の危険又は有害な業務に就く者への特別教育
- (2) 職長教育・能力向上教育の確実な実施
 - ア 職長になった者に対しての職長教育を実施すること。
 - イ 作業主任者・技能講習を修了された方に対する能力向上教育を実施 すること。
- (3) 安全衛生教育を実施する担当者等の養成 RSTトレーナー等の安全衛生教育を実施する者の養成を計画的に 進めること。
- (4) 年間安全衛生教育計画の策定
 - ア 上記の安全衛生教育を、確実に、効率的かつ効果的に実施するため に、年間の安全衛生教育計画を策定すること。
 - イ 年間の安全衛生教育計画は、事業場の安全衛生活動を効果的に推進 するための年間労働安全衛生計画と有機的に連携した内容とするこ と。
 - ウ 安全衛生教育計画の策定に当たっては、安全委員会(あるいは、労 働衛生委員会。事業場によっては、安全衛生委員会)等の、事業を経 営する立場の方々と労働者の意見を反映できる方々で協議(審議)す ること。
- 2 労働災害防止団体・関係団体等が実施する事項
- (1) 各種技能講習等を適正に実施すること。
- (2) 特別教育を自ら実施できない事業者が少なからずあることを考慮し、 特別教育を計画し、適正に実施すること。
- (3) 事業場への安全衛生教育の普及啓発をすること。
- 3 労働者の実施事項
- (1) 安全衛生教育に意欲をもって参加すること。
- (2) 安全衛生教育内容を実践すること。

【取組事例の収集等】

本運動を広く普及するため、取組事例を収集し、長野労働局ホームページに掲載する等により、事業者等に情報提供を行う。

【取組期間】

3月から5月までの3か月間

【主唱者】

長野労働局及び各労働基準監督署

(参考)

労働安全衛生法 (抜粋)

(安全衛生教育)

第59条 事業者は、労働者を雇い入れたときは、当該労働者に対し、厚 生労働省令で定めるところにより、その従事する業務に関する安全又は 衛生のための教育を行なわなければならない。

- 2 前項の規定は、労働者の作業内容を変更したときについて準用する。
- 3 事業者は、危険又は有害な業務で、厚生労働省令で定めるものに労働者をつかせるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該業務に関する安全又は衛生のための特別の教育を行なわなければならない。

(職長等の安全衛生教育)

第60条 事業者は、その事業場の業種が政令で定めるものに該当するときは、新たに職務につくこととなった職長その他の作業中の労働者を直接指導又は監督する者(作業主任者を除く。)に対し、次の事項について、厚生労働省令で定めるところにより、安全又は衛生のための教育を行なわなければならない。

- 一 作業方法の決定及び労働者の配置に関すること。
- 二 労働者に対する指導又は監督の方法に関すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、労働災害を防止するため必要な事項で、 厚生労働省令で定めるもの

(有害業務従事者等の安全衛生教育)

第60条の2 事業者は、前二条に定めるもののほか、その事業場における安全衛生の水準の向上を図るため、危険又は有害な業務に現に就いている者に対し、その従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行うように努めなければならない。

- 2 厚生労働大臣は、前項の教育の適切かつ有効な実施を図るため必要 な指針を公表するものとする。
- 3 厚生労働大臣は、前項の指針に従い、事業者又はその団体に対し、 必要な指導等を行うことができる。

交通労働災害を防止するために

交通労働災害は、労働者による死亡災害の約2割を占めています。いわゆる青ナンバーと呼ば れる事業用自動車に限らず、さまざまな業種に携わる労働者に起きており、ひとたび被災すると 重大な災害につながるおそれがあります。

交通労働災害を減らすためには、トラックやバス・タクシーの運転業務に従事するドライバーだけ でなく、移動や送迎、配達などのために自動車・バイク・原動機付自転車の運転業務に労働 者を従事させるすべての事業者が安全への取組を行う必要があります。**交通労働災害防止の** ためのガイドラインに基づく対策を進めるほか、視認性の向上や季節・天候などへの配慮も必 要です。

交通労働災害の6割以上は運輸交通業以外で発生!

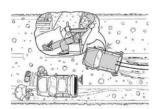
交通労働災害の4割以上が顧客先の訪 問中など第三次産業で、約2割が労働者 の送迎中など建設業で発生しており、交通 運輸業でない労働者の皆さまにも、交通労 働災害防止対策が必要です。

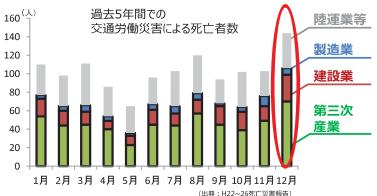


交诵労働災害は12月に多く発生!

交通労働災害による死亡事例は、 12月に多く発生しています。

積雪や路面凍結の 情報に注意するなど、 季節に応じた交通 労働災害防止対策が 必要です。





く災害事例>

原付で訪問途中 (1名死亡)

訪問介護のため利用者宅か ら事務所へ原付で移動する 途中、右側方を走るトラックと 接触。その後トラックの後輪 にひかれ、30分後に死亡。

現場へ向かう途中 (7名負傷)

早朝、労働者8名を乗せ建 設現場に自動車2台で向か う途中、1台がゆるいカーブの 凍結した路面でスリップしガー ドレールに激突。避けようとし た後続車も対向車線に飛び 出し路肩から転落。

施設利用者送迎中 (1名死亡6名負傷)

事務所から介護サービス利 用者宅に利用者を送迎中、 信号がなく見通しの悪い交 差点に一時停止せずに進入 し、左側から来たトラックと衝 突。利用者1名が死亡、労 働者2名を含む6名が重軽

新聞配達の自転車 (1名死亡)

夜明け前に新聞配達のため 自転車で国道を斜めに横断 中、交差点を青信号で進入 してきた大型トラックと衝突し 死亡。なお、被災者は安全 ベストや保護帽を着用してい なかった。



😚 厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

(H27.11)

すべてのドライバーを交通労働災害から守るために

二輪車に必要な配慮

特に冬期に必要な配慮



☑ 二輪車運転対策

- 「安全ベスト」、「ヘルメット」の着用を 徹底する。
- ・雨天時のマンホールなどの上でのスリップや 巻き込み事故など、二輪車運転時の危険性 などについて教育する。



☑ 視認性向上

・他車両からの視認性向上のため、 早朝、夕方早めの点灯を励行。

☑ 季節·天候対策

・積雪や路面凍結などのついて、交通安全情報マップなどを活用し、情報提供を行い、「急ハンドル」「急ブレーキ」等急の付く動作やスピードの出しすぎに対して注意喚起する。



自動車などを利用する、すべての事業者に必要な配慮 (交通労働災害防止のためのガイドライン)



☑ 適正な労働時間等管理・走行管理

- ・走行の開始・終了や経路についての計画を作成する。
- ・早朝時間帯の走行を可能な限り避け、 十分な休憩時間、仮眠時間を確保する。

☑ 点呼の実施

・疲労、飲酒などで安全な運転ができないおそれがないか、乗務開始前に点呼によって確認する。

☑ 荷役作業を行わせる場合

・運転者の身体負荷を減少させるため、必要な用具などを備え付ける。

☑ 交通労働災害防止の意識高揚

- ・交通事故発生状況などを記載した**交通安全 情報マップ**を作成する。
- ・ポスターや標語を掲示して、安全について常に 、意識させる。

☑ 教育の実施

以下を含め、雇入れ時などや日常の 安全衛生教育を実施する。

- ・十分な睡眠時間の必要性の理解
- ・飲酒による運転への影響の理解
- ・交通危険予知訓練による安全確保
- ·交通安全情報マップによる実態把握

☑その他

- ・交通労働災害防止のための管理者を選任し、 目標を定める。
- ・運転者に対し、**健康診断や面接指導**などの健康管理を行う。
- ・異常気象や天災の場合、安全の確保のため走 行中止、徐行運転や一時待機など、必要な指 示を行う。
- ・自動車の走行前に**自動車を点検**し、必要に応じて補修を行う。



交通労働災害について、詳しくは以下のホームページをご覧ください。

■交通労働災害を防止しましょう「交通労働災害防止のためのガイドライン」のポイント http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/130912-01.html

■職場のあんぜんサイト:交通労働災害の現状と防止対策 http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000093057.html 交通労働災害防止のためのガイドライン

検索

交通労働災害の現状と防止対策

検索

このリーフレットについて、詳しくは最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署にお問い合わせください。

墜落・転落災害防止対策のポイント

- 1 高さが2メートル以上の箇所で作業を行う場合、足場の設置等により作業 床を設けるとともに、墜落のおそれがある箇所には囲い、手すり等の墜落防 止措置を徹底すること。
- 2 作業床の設置や作業床に囲い、手すり等を設けることが困難な場合には、 防網を張り、労働者に安全帯を使用させること。その際、安全帯の使用に当 たっては、ショックアブソーバ付きハーネス型安全帯の使用を勧奨すること。
- 3 はしごや脚立などを使用する場合、はしごの固定等の転位を防止する措置を講じること。
- 4 高所作業時には、「墜落・転落防止用」の保護帽(ヘルメット)を着用させること。また、履物についても、滑りにくいもの等の適切なものを使用させること。

はさまれ・巻き込まれ災害防止対策のポイント

- 1 機械の原動機、回転軸、歯車、プーリー、ベルト等の危険を及ぼすおそれのある部分には覆い、囲い等を設けること。
- 2 機械の掃除や調整等の作業を行う場合、機械の運転を停止させるとともに、 当該機械の起動装置に錠をかけ、表示板を取り付ける等の他の者が当該機械 を運転することを防止する措置を講ずること。ただし、機械の運転中に作業 を行わなければならない場合は、危険な箇所に覆いを設ける等の安全措置を 講じてから当該作業を行わせること。
- 3 機械の本質安全化措置を講じるとともに、リスクアセスメントの実施による機械によるはさまれ・巻き込まれ災害のリスク低減措置を講じること。
- 4 重量物等の荷の取り扱い作業においては、作業手順(作業計画)を定め、 その手順に従って作業を行うこと。特に、複数で作業する場合は、作業手順 を各自が確認するとともに、あらかじめ定めた合図に従い、合図を確認しな がら行うこと。

土砂崩壊災害防止対策のポイント

- 1 降雨の影響に十分に留意の上、作業箇所及びその周辺の地山について、形 状、地質及び地層の状態、含水及び湧水の状態等をあらかじめ十分に調査す ること。
- 2 作業計画を定め、又は作業計画を変更し、これに基づき作業を行うこと。
- 3 亀裂の進展、連続した小石の落石等の崩壊の斜面の状態を適切に点検すること。
- 4 地山の点検者を指名し、作業箇所及びその周辺の地山について点検を行うこと。また、必要に応じ、地山の状況を監視する者を配置すること。
- 5 土砂崩壊のおそれがある場合には、あらかじめ、堅固な構造の土止め支保 工を設ける等土砂崩壊による災害を防止するための措置を講ずること。また、 土止め支保工を設ける等の作業中における災害の防止にも留意すること。
- 6 復旧工事のうち、地山の掘削を伴わない工事についても、斜面の近傍で工事を実施する場合には、上記1から5に準じ、事前調査及び点検、土砂崩壊のおそれがある場合における措置の徹底を図ること。
- 7 土石流災害防止対策については、「土石流による労働災害防止のためのガ イドライン」に基づき対応を行うこと。

(参考)

「斜面崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドライン」

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000149406.html 土石流による労働災害防止のためのガイドラインの策定について

http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen/hor/hombun/horl-39/horl-39-4-1-0.htm

積雪等による労働災害防止のポイント

- 1 屋外の移動中における転倒等
- (1)作業通路・移動通路において、段差、側溝等が積雪により隠れ、つまずきの危険がある場合にはポール等の標識の設置等により注意喚起を行うこと。
- (2) 屋外に通じる階段には滑り止めを設けること。
- (3) 凍結が予想される場所には、凍結防止剤を散布すること。
- (4) 滑りにくい靴を着用すること。
- (5) 転倒のおそれのある場所では、上着やズボンのポケットに手を入れたまま歩行しないこと。

2 除雪作業

- (1) 墜落·転落等
 - ア 気象条件に十分注意し、大雪、大雨、強風等の場合や、気温の急激な上 昇等気候の変化の直後は作業を行わないこと。
 - イ 屋根への昇降用に移動はしごを使用する場合は、十分な長さのものを使 用し、上部の固定等転位の防止措置を講ずること。
 - ウ 墜落の危険のある高さ2メートル以上の屋根上又ははしご上で除雪作業を行う場合は、親綱等を設け、安全帯を使用し、墜落・転落を防止すること。
 - エ 屋根上での除雪作業に当たっては、屋根の先端を識別できるようにして、 屋根の先端には近づかないようにすること。また、作業の合図を徹底し、 屋根上と軒下の同時並行作業は行わないこと。
 - オ 軒下での除雪作業は、軒先の雪庇の状況を事前に確認し、雪庇を落下させる等の措置を講じた上で作業を行うこと。
 - カ 除雪作業に際しては、保護帽を着用すること。
- (2) 道路等の除雪作業
 - ア 大雪や吹雪等の悪天候時には作業を行わないこと。
 - イ除雪中に視界が悪くなったときには作業を中止すること。
 - ウ 除雪車等を使用する場合は、必要に応じ誘導者を配置し、誘導者には、 運転者が容易に認識できる色彩の服装を着用させるとともに旗を持たせ ること。
 - エ 除雪車等に巻き込まれないよう運転時の周囲の確認、作業範囲への警備 員等の立ち入り禁止の措置を徹底すること。
 - オ 長期間使用していない除雪機械を使用する場合は、作業前の点検及び操作方法の確認を行うこと。

カ 路肩等から転落の危険がある場合には、ポール等の標識を設置すること。

- 4 建設工事現場における積雪を原因とした倒壊等
- (1) 足場、架設通路等の仮設物が積雪により倒壊することのないよう、適切な時期に除雪を行うこと。
- (2) 仮設物から積雪を除去する際には、必ず安全帯を使用し、滑りにくい靴を着用するとともに、上層から下層に向けて作業を行うこと。 なお、上層での作業の場合は下層等に立入禁止区域を設定し、労働者の立入りを禁止すること。
- (3) 急激な積雪により仮設物が倒壊するおそれがある場合は、労働災害の発生を防止するため、高所作業車の使用等倒壊のおそれのある仮設物に労働者を近づけない方法による除雪を実施すること。

5 スリップ等による交通労働災害

- (1) 気象情報を踏まえた適切な走行計画を作成し、運転者に安全な走行速度を遵守させること。
- (2) 冬用タイヤ等、積雪の状況を踏まえた適切な装備を装着し、運転者に対して、安全運転を行い、急ハンドル、急ブレーキ、急発進によるスリップを防止させること。
- (3)「交通労働災害防止のためのガイドライン」に基づく次の措置を徹底すること
 - ア 睡眠時間の確保や適正な労働時間等の管理等の走行管理をすること。
 - イ 異常な気象、豪雪等により安全な運転の確保に支障が生じるおそれの ある場合は、安全な運転の確保を図るため、運転者に対する必要な指示 を行うこと。
 - ウ 異常な気象、豪雪等が発生した場合は、その状況を的確に把握し、運転者に対して迅速に伝達するよう努めること。その際、必要に応じて、走行を中止し、又は安全な場所での一時待機、徐行運転を行わせる等の適切な指示を行うこと。さらに、運転者には、適宜事業場と連絡をとらせ、その指示に従わせること。

6 雪崩災害

- (1) 雪崩のおそれのある場所には休憩場所等を設けないこと。
- (2) 作業の中止・待避等を判断する者を指名するとともに、雪崩が発生した 場合の連絡方法を定めておくこと
- (3) 気象観測機関から情報収集を行い、雪崩の発生が予想される場合は作業、輸送及び通行を禁止すること。
- (4) 大雪又は雪崩に関する注意報、警報が発令された場合は作業を中止すること。

車両系建設機械による労働災害防止のポイント

- 1 車両系建設機械(以下、「建設機械」という。)を用いる作業を行う場合には、あらかじめ当該作業に係る場所の広さ及び地形・地質の状態を把握し、運行経路等について十分な検討を行うことにより、建設機械の転落や転倒、地山の崩壊等による危険防止のための作業計画を作成して、作業開始前に関係労働者に周知し、計画に沿った作業を行わせること。
- 2 建設機械の転倒又は転落による危険を防止するため、運行経路について必要な幅員の保持、地盤の不同沈下防止、路肩の崩壊防止等の必要な措置を講じること。
- 3 運転中の建設機械に接触するおそれのある箇所に労働者を立ち入らせない こと。ただし、立ち入る必要がある場合には必ず誘導者を配置し、その者に 誘導させること。
- 4 用途以外や機械の能力を超えた使用はしないこと。
- 5 特定自主検査等の作業開始前点検や定期自主検査を実施すること。
- 6 ドラグ・ショベル等の運転等について技能講習等の資格が必要な機械は、 資格を持たない者には運転させないこと。また、運転等に特別教育が必要な 機械の場合は、労働者に特別教育を修了した後に運転させること。

フォークリフト・トラック等の車両系荷役運搬機械等 による労働災害防止のポイント

- 1 車両系荷役運搬機械等(以下、「荷役機械等」という。)を用いる作業を行う場合には、あらかじめ当該作業に係る場所の広さ及び地形、運搬機械等の種類及び能力、荷の種類及び形状等に適応する作業計画を作成して、作業開始前に関係労働者に周知し、計画に沿った作業を行わせるとともに、作業指揮者を定め、作業計画に基づき作業の指揮を行わせること。
- 2 荷役機械等の転倒又は転落による危険を防止するため、運行経路について 必要な幅員の保持、地盤の不同沈下防止、路肩の崩壊防止等必要な措置を講 じること。
- 3 原則として、荷役機械等又はその荷に接触するおそれのある箇所に労働者 を立ち入らせないこと。立ち入らせる必要がある場合には必ず誘導者を配置 し、その者に誘導させること。
- 4 用途以外や機械の能力を超えた使用はしないこと。
- 5 特定自主検査等の作業開始前点検や定期自主検査を実施すること。
- 6 フォークリフト等の運転等について技能講習等の資格が必要な機械は、資格を持たない者には運転させないこと。また、運転等に特別教育が必要な機 械の場合は、労働者に特別教育を修了した後に運転させること。

伐木等作業の労働災害防止のポイント

- 1 作業前に次の項目の確認をすること。
- (1) 林道、歩道等の通行路及び周囲の作業者の位置、地形、転石、風向、風速 等
- (2) 立木の樹種、重心、つるがらみや枝がらみの状態、頭上に落下しそうな枯れ枝の有無等
- (3) 安全な伐倒方向
- 2 かん木、枝条、ササ、つる、浮石等で、伐倒の際その他作業中に危険を生ず るおそれのあるものを取り除くこと。
- 3 作業に伴う立入禁止及び退避等を徹底すること。
- (1) 伐倒者以外が立ち入ることを禁止すること。
- (2) 退避場所及び退避ルートを選定させること。
- (3) 伐倒に当たって伐倒の合図をさせ、伐倒者以外の作業者の退避させること
- (4) 伐倒者は、追い口が浮き始めたら、伐倒方向を確認した後、直ちに退避すること。
- 4 伐倒作業は、正しい受け口切り及び追い口切りによって行うこと。
- 5 かかり木が生じた場合には、「かかり木処理の作業における労働災害防止のためのガイドラインの策定について」に示した方法により、安全に処理すること。
- 6 防護衣、防振防寒の手袋、安全靴、保護帽、保護網・保護眼鏡及び防音保護 具適切な保護具等を着用すること。

別紙 緊急要請した安全衛生関係団体

一般社団法人長野県労働基準協会連合会

建設業労働災害防止協会長野県支部

陸上貨物運送事業労働災害防止協会長野県支部

林業·木材製造業労働災害防止協会長野県支部

一般社団法人長野県経営者協会

長野県中小企業団体中央会

一般社団法人長野県商工会議所連合会

長野県商工会連合会

長野県社会福祉協議会

一般社団法人長野県ビルメンテナンス協会

長野県砕石工業組合

一般社団法人長野県砂利砕石業協会

長野県飲食業生活衛生同業組合

長野県生コンクリート工業組合

長野県生コンクリート協同組合連合会

一般社団法人長野県火薬類保安協会

一般社団法人長野県建設業協会

公益社団法人長野県トラック協会

長野県建設労働組合連合会

一般社団法人長野県食品工業協会

協同組合長野県解体工事業協会

一般社団法人長野県溶接協会

長野県ゴルフ場連盟

信濃毎日新聞 信毎会連合会

- 一般社団法人長野県資源循環保全協会
- 一般社団法人長野県労働基準協会連合会 衛生管理者専門委員会

長野県索道事業者協議会

公益社団法人長野県バス協会

- 一般社団法人長野県タクシー協会
- 一般社団法人長野県ダンプカー協会

長野県石油商業組合

長野県石油協同組合

平成28年及び平成29年死亡災害事例

平成28年における死亡災害事例 (No.1)

整理	3% 4L FI	丰米のほ 郷	事故の型	火中の埋 事
番号	発生月	事業の種類	起因物	災害の概要
			交通事故	ボノクで砂原物を取っまり *をしの吹玉がまがしていまま ゆっつしょう
1	1月	通信業	乗用車、バス、 バイク	バイクで郵便物を配達中、橋上の路面が凍結していたため、スリップ し転倒、被災者はバイクから投げ出され川へ転落し、溺死した。
2	2月	その他の土木工事業	交通事故 乗用車、バス、 バイク	店舗の駐車場除雪作業終了後、片側2車線の県道上で除雪作業で使用したドラグ・ショベルをトラックに積み込むため、交通誘導をしていたところ、前方不注意の軽自動車が突っ込み、被災者がはね飛ばされ死亡した。なお、ドラグ・ショベルの運転者も腰部に打撲を負った。
3	3月	木材伐出業	激突され 立木等	同僚が杉の木(樹高30メートル程度)をチェーンソーを使用して伐倒したところ、かかり木となった。しばらくして、かかり木が外れて倒れ、付近で別の立木を伐倒していた被災者に激突し、死亡した。
4	3月	機械(精密機械 を除く)器具製造 業	はさまれ、巻き 込まれ	被災者は、圧力容器の缶体のフランジ加工を行うため、フライス加工機の加工台に缶体を固定する作業を単独で行っていた。 缶体の固定作業の過程で、被災者は加工台の上に置かれた缶体と 缶体を挟み込む治具(半自動バイス装置)との間に頭部がはさまれ、 死亡した。
5	4月	新聞販売業	交通事故 乗用車、バス、 バイク	新聞配達中に、被災者が配達先の住居がある車線の反対車線に車を止めて、道路を横断しようとしたところ、対向車線を進行してきた軽 自動車と激突した。
6	5月	情報処理 サービス業	交通事故 乗用車、バス、 バイク	出張先の事業場へオートバイで移動していたところ、対向車線から 右折しようとした自動車と衝突した。
7	7月	一般貨物自動車 運送業	交通事故トラック	大型トレーラーを運転中に、緩やかなカーブに差し掛かった際、道路 下の河川にトレーラーが転落し、河床の巨石にキャビンが激突した。
8	8月	ゴルフ場	墜落、転落 その他の一般 動力機械	乗用芝刈機を運転し、傾斜地の土手の芝を刈っていたところ、芝刈機ごと土手下のカート路まで転落し、芝刈機の下敷きとなった。
9	8月	プラスチック製品 製造業	飛来、落下フォークリフト	攪拌機にペレットを入れ、フレコンバックに詰める作業を行っていた際、ペレットの充填のためにフォークリフトで攪拌機を持ち上げたところ、攪拌機が落下し、付近で作業を行っていた被災者が下敷きとなった。
10	8月	機械器具設置 工事業	有害物等との 接触 有害物	純水装置内の点検・補修作業中に、倒れているところを発見された。 (詳細は調査中)

平成28年における死亡災害事例 (No.2)

整理番号	発生月	事業の種類	事故の型 起因物	災害の概要
11	9月	木造家屋建築 工事業	崩壊、倒壊地山、岩石	アパート建築工事において、敷地脇の斜面(高さ3.5メートル)にブロック積擁壁を設置するため、斜面の土砂をドラグショベルで掘削したが、掘削を終了した法面の土砂が後に崩落し、崩落時に法面の下で作業を行っていた被災者が生き埋めとなった。
12	11月	道路建設 工事業	墜落、転落 不整地運搬車	不整地運搬車により荷を所定の箇所に輸送した後、Uターンをして戻ろうとしたところ、誤って不整地運搬車とともに道路脇の斜面に転落した。
13	11月	その他の土石 製品製造業	崩壊、倒壊 荷姿の物	2段積みにされていたフレコンバッグ(重量1トン)の1段目のフレコンバッグの側面に、フォークリフトのフォークもしくはパレットの角で傷をつけてしまい、内容物が流出したため補修作業を行っていたところ、0段目のフレコンバッグが崩落し、被災者が下敷きになった。
14	12月	めっき業	はさまれ、巻き込まれ動力伝導機構	ニッケル槽の液交換作業を終了後、槽内洗浄で使用した水の排水のため、作業床の下方にあるドレン配管コックを操作していたところ、付近の回転軸(振動装置シャフト)に作業服の袖が巻き込まれ、身体が締め付けられることにより、窒息した。
15	12月	その他の建築 工事業	激突され 掘削用機械	ドラグショベルのバケットで丸太の杭を打ち込む作業を行っていたところ、バケットが杭の上面から外れてドラグショベルがバランスを崩し、キャタピラーの前部が深さ約0.5メートルの溝に落ちて大きく傾き、杭を両手で支えていた被災者の頭部にバケットが激突した。

平成29年における死亡災害事例

整理番号	発生月	事業の種類	事故の型 起因物	災害の概要		
1	1月	その他の 土木工事業	墜落、転落 その他の 環境等	屋根の雪下ろし作業中に屋根の端部に近づいたところ、足を踏み外して、高さ7.6メートル下の地面へ墜落した。		
2	1月	窯業土石製品製 造業	はさまれ、巻き 込まれ トラック	ダンプトラックで砕石運搬中、砕石でできた斜面を後退し登っていた際、運転席から地面に転落し自車にひかれた。		
3	2月	その他の事業	はさまれ、巻き 込まれ フォークリフト	出張先で工場内電気設備定期点検中、後退してきた出張先工場の作業者が運転するフォークリフトにひかれた。		
4	2月	その他の接客娯 楽業	崩壊、倒壊 その他の 環境等	スキー場のパトロール中に雪崩に巻き込まれた。		
5	2月	新聞販売業	交通事故乗物	自転車で新聞配達中に、自動車にはねられた。		

死亡事故の動向

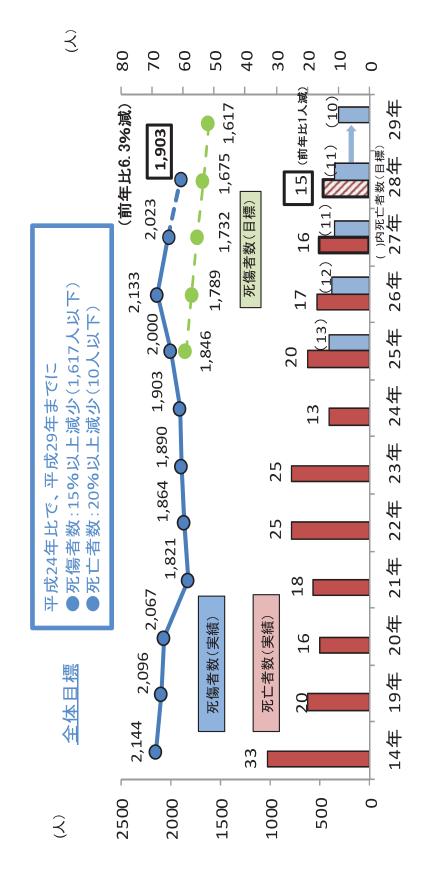
業種別状況

()	##K	0	<u>建設業</u> 7	交通運輸到 0	林業 1	その他 3	包計
7 - 0	0 -		90	3	4	0 1	20
3 0	0		3	3	0	7	16
4 0	0		5	1	1	4	15

発生月別の状況

_	_	_	_	_	_	_
수計	13	20	17	16	15	
	1	0	2	0	2	
12月	2	2	1	_	2	-
11月	0	0	2	0	0	
10月						
日6	3	2	2	1	1	
	0	4	1	3	3	
8月	_	2	2	0	1	
7月	1	2	0	0	0	
6月						
5月	0	1	2	2	1	
5	0	1	1	1	1	
4月	1	0	0	1	2	
3月	1	2	2	3	1	3
2月						
月	3	1	2	4	_	2
1	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年

長野労働局 第12次労働災害防止推進計画の進捗状況



←第11次労働災害防止推進計画→

←第12次労働災害防止推進計画→

長野県における第12次労働災害防止推進計画のポイント

(平成 25 年度~平成 29 年度)

長野労働局

この計画は、国が定める「第 12 次労働災害防止計画」の目標を達成するために、長野労働局 が重点的に取り組む事項を定めたものです。

> ※計画の本文は、長野労働局ホームページをご覧ください。 (http://nagano-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/)

現状と課題

- 労働災害の状況(平成24年)
 - ・死傷者数(休業4日以上)は1.903人(平成22年から3年連続増加)
 - ・死亡者数は13人(過去最少) 半数以上が建設業で発生
 - ・労働災害は長期的には減少しているが、第三次産業の割合が増加 (特に社会福祉施設の労働災害は、過去 10 年で 2.8 倍)
- 労働者の健康をめぐる状況
 - ・化学物質による健康障害防止対策、メンタルヘルス対策、過重労働対策、アスベスト対策、 じん肺予防対策に加えて、熱中症対策、受動喫煙防止対策が必要

【業種別の死傷者数の推移】 (単位:人)

	業種	平成 14 年	平成 24 年	災害増減率
	製造業	657	509	-22.6%
		(30.6%)	(26.7%)	-ZZ.0%
	建設業	504	276	-45.3%
	建议未	(23.5%)	(14.5%)	<u> </u>
	第三次産業	889	883	-0.7%
	为—《任未	(41.5%)	(46.4%)	-0.1 /6
	小売業	191	225	+17.8%
	社会福祉施設	49	137	+179.6%
	飲食店	48	47	-2.1%
陸上貨物運送業		121	126	+4.1%
Į)	生工貝彻建込未	(5.6%)	(6.6%)	<u></u>
	全業種合計	2,144	1,903	-11.3%

(出典:労働者死傷病報告 () は構成比)

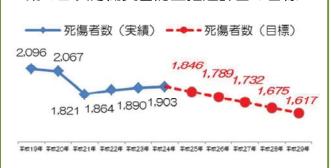
計画の重点目標

平成 29 年までに、平成 24 年比で

■死傷者数:15%以上減少

■死亡者数:20%以上減少させ10人以下

第 12 次労働災害防止推進計画の目標



ポイント①

労働災害全体の減少目標 に加えて、重点対策ごとに 数値目標を設定

- ◆ 労働災害を減少させるための重点業種対策
 - 第三次産業: 20%以上減少 陸上貨物運送業: 15%以上減少
 - 製造業:10%以上減少
- ◆ 重点疾病ごとの数値目標
 - ・メンタルヘルス対策取組率 70%以上 ・熱中症:20%以上減少

ボイント(2)

第三次産業を最重点業種 に位置づけ

労働災害に大きな減少が見られず、全体に占める割合が高まって いる第三次産業に焦点を当て、特に災害の多い「小売業」「社会福 祉施設 | 「飲食店 | を重点に取組を実施

ポイント③ 死亡災害に対し重点を絞 った取組を実施

依然として死亡災害の半数以上を占める建設業に対して、「墜 落・転落災害」「クレーン・建設機械などの重機災害」に焦点を当 てて取り組む

長野県における第 12 次労働災害防止推進計画の概要

計画期間:平成 25 年度~平成 29 年度(5か年)

■ 計画のねらい

- 〇長期的な労働災害動向と社会情勢の変化を踏まえて、国が定める第12次労働災害防止計画の目標を達成するため、長野労働局が取り組むべき課題と方針及び具体的目標を定める
- 〇行政資源を重点的・効果的に投入し、「みんなの安心・健康職場」の実現という一つの目標に向かって総合的に推進する

■ 計画が目指す姿

- ○誰もが安心して健康に働くことができる労働環境を実現する
- ○働くことによって生命が脅かされたり、健康が損なわれたりすることは、本来あってはならない という意識を共有する
- ○安全・健康のために必要なコストについて正しい理解を醸成する
- ○行政、労働災害防止団体、業界団体などの全ての関係者が連携・協働して取り組む

■ 計画の重点目標

○平成 29 年までに、労働災害による**死傷者数 (休業4日以上) を 15%以上減少** (平成 24 年比)

〇平成 29 年までに、労働災害による**死亡者数を 20%以上減少させ 10 人以下**(平成 24 年比)

■ 4つの重点施策

- ①労働災害、業務上疾病発生状況の変化に合わせた対策の重点化
- ②行政、労働災害防止団体、業界団体等の連携・協働による労働災害防止の取組み
- ③社会、企業、労働者の安全・健康に対する意識改革の促進
- ④発注者、製造者、施設等の管理者による取組の強化

①労働災害、業務上疾病発生状況の変化に合わせた対策の重点化

重点業種対策

第三次産業対策(特に 小売業、社会福祉施 設、飲食店)

【目標】

死傷者数を 20%以上減少

○店舗ごとに安全衛生管理に携わる責任者を選任

○大規模店舗、多店舗展開企業を重点に労働災害防止意識を向上

○バックヤードを中心とした作業場、通路等を安全化

○介護施設における腰痛、転倒災害防止対策を推進

○飲食店における切れ・こすれ災害、転倒災害防止対策を推進

陸上貨物運送業対策

死傷者数を 15%以上減少

○荷役作業時の労働災害防止対策を普及、徹底

〇トラック運転者に対する安全衛生教育を強化

○荷主による取組(荷主と運送業者との役割分担の明確化など) を強化

製造業対策

(特に食料品製造業) 【目標】

死傷者数を 10%以上減少

〇安全衛生管理体制を充実・強化

○機械設備による労働災害防止対策(危険個所の「見える化」の 促進など)を推進

OKY活動、リスクアセスメント等の自主的取組を促進

建設業対策

【目標】

死亡者数を 30%以上減少 させ、5 人以下 ○足場、屋根、はしご等からの墜落・転落災害防止対策を推進

○クレーン・建設機械等の重機災害防止対策を推進

〇関係請負人まで安全衛生必要経費が確実に渡るよう発注者に 要請

○解体工事での安全の確保、アスベストばく露防止対策を徹底

健康確保 • 職業性疾病対策

メンタルヘルス対策 【目標】

対策に取り組んでいる事業場の割合を70%以上

- 〇メンタルヘルス不調を予防するための職場改善の取組を促進 〇ストレスへの気づきと対応を促進
- ○取組方法が分からない事業場を支援(メンタルヘルス対策支援 事業を活用)
- ○職場復帰対策を促進(メンタルヘルス対策支援事業を活用)

過重労働対策

- ○健康診断の実施と事後措置などの健康管理を徹底
- ○休日・休暇の付与・取得を促進
- ○時間外労働の限度基準の遵守を図り、時間外労働削減を促進

化学物質対策

- ○特定化学物質障害予防規則等で定められた措置を徹底
- ○危険有害性情報の入手による自主的取組を促進
- ○危険有害性の表示と安全データシート(SDS)の交付を促進

アスベスト対策

- 〇アスベスト含有製品の製造、輸入等の全面禁止を徹底
- ○解体工事でのアスベストばく露防止対策を徹底
- ○離職者の健康管理対策を推進

じん肺予防対策

- 〇アーク溶接作業、岩石等の裁断等の作業、金属等の研磨作業、 ずい道等の建設工事での粉じん障害防止対策を推進
- ○電動ファン付き呼吸用保護具の着用を促進

腰痛予防対策

○介護施設、小売業、陸上貨物運送業での腰痛予防教育を強化○介護労働者の腰痛予防手法・教育の普及

熱中症予防対策 【目標】

5年間合計の熱中症による 死傷者数を 20%以上減少

〇建設業、警備業、製造業など暑熱な環境下にさらされる業種を 重点に対策を推進

受動喫煙防止対策

- ○受動喫煙の健康への有害性に関する教育啓発を実施
- ○事業者に対する効果的な支援を実施(助成金の活用等)
- 〇職場での全面禁煙・空間分煙・その他の措置を徹底

その他の対策

- ○危険有害性の「見える化」の促進 ○リスクアセスメントの普及促進
- ○冬季労働災害防止対策の推進など

②行政、労働災害防止団体、業界団体等の連携・協働による労働 災害防止の取組み

- ○安全衛生専門家会議の活用を促進
- ○労働災害防止団体の活動を活性化

③社会、企業、労働者の安全・健康に対する意識改革の促進

- ○経営トップや労働者の安全・健康に関する意識の高揚
- 〇労働災害防止に向けた国民全体の安全・健康意識の高揚、危険感受性の向上

④発注者、製造者、施設等の管理者による取組強化

- 〇外部委託により安全衛生上の責任を逃れたり、過度に安価な発注により受注者が安全衛生対策 の経費が計上できない状況にならないよう発注者等による取組を強化
- ○製造段階での機械の本質的安全化を促進するとともに、リスク低減措置の実施や危険性等の通知等の措置を徹底

「信州・春の安全衛生教育推進運動」実施要綱

【趣旨】

労働災害は本来あってはならないものであり、労働災害を防止するためには、 労働者への十分な安全衛生教育が不可欠です。とりわけ、4月には多くの企業で、 新規労働者が採用されるほか、年度の切り替えに伴って、配置換え等も行われ ることも多く、作業に不慣れな労働者が増加することから、特に、雇入れ時や 配置転換時の教育が必要な時期といえます。

長野県内における休業4日以上の死傷者数を見ても、経験期間が1年未満の未熟練労働者の災害は全体の約2割を占めます。また、長野県内においては、就労者に占める非正規雇用労働者数の割合は全国に比べ高く、派遣労働者も多い状況にあるなか、雇入れ時等の安全衛生教育が適切に行われていないと思われる災害も発生しています。

労働安全衛生法では、新規に労働者を雇い入れた時、業務内容が変更となった時、危険や有害な業務に就かせる時には安全衛生教育を実施することが義務付けられています。

労働災害防止は事業者のみならず、行政や労働災害防止団体、事業者団体も 含め関係者すべての責務です。とりわけ、地域の宝である若者が、十分な安全 衛生教育を受けないまま労働災害に被災することは、地域の大きな損失につな がるものであり、何としても避けなければなりません。

この運動は、労働現場では常識となっている「セーフティ・ファースト―安全第一」の考え方を、新人教育等において、労働者1人1人に浸透させ、地域全体の安全衛生意識を向上させることを運動の柱とするものです。

また、信州・危険の「見える化」推進運動と連携し、安全衛生教育を実施していることを事業者・管理者が認識できること、安全衛生教育を受けていることを労働者が実感できることなど、「見える化」を進めることにより、安全衛生教育を確実に実施してゆく長野県の企業文化を醸成し、もって労働災害の撲滅を図るものです。

【実施事項】

- 1 事業場が実施する事項
- (1) 労働安全衛生法に基づく雇入れ時等の安全衛生教育を確実に実施すること。

特に、派遣労働者に対しては、派遣元事業者・派遣先事業者が自ら実施しなければならない事項はそれぞれ確実に行うとともに、派遣元事業者・派遣先事業者で労働者の安全衛生教育の実施状況や習得度等の情報

を共有し連携して効果的に行うこと。

- ア 雇入れ時
- イ 作業内容の変更時
- ウ 一定の危険又は有害な業務に就く者への特別教育
- (2) 職長教育・能力向上教育の確実な実施
 - ア 職長になった者に対しての職長教育を実施すること。
 - イ 作業主任者・技能講習を修了された方に対する能力向上教育を実施 すること。
- (3) 安全衛生教育を実施する担当者等の養成 RSTトレーナー等の安全衛生教育を実施する者の養成を計画的に 進めること。
- (4)年間安全衛生教育計画の策定
 - ア 上記の安全衛生教育を、確実に、効率的かつ効果的に実施するため に、年間の安全衛生教育計画を策定すること。
 - イ 年間の安全衛生教育計画は、事業場の安全衛生活動を効果的に推進 するための年間労働安全衛生計画と有機的に連携した内容とするこ と。
 - ウ 安全衛生教育計画の策定に当たっては、安全委員会(あるいは、労 働衛生委員会。事業場によっては、安全衛生委員会)等の、事業を経 営する立場の方々と労働者の意見を反映できる方々で協議(審議)す ること。
- 2 労働災害防止団体・関係団体等が実施する事項
- (1) 各種技能講習等を適正に実施すること。
- (2) 特別教育を自ら実施できない事業者が少なからずあることを考慮し、 特別教育を計画し、適正に実施すること。
- (3) 事業場への安全衛生教育の普及啓発をすること。
- 3 労働者の実施事項
- (1) 安全衛生教育に意欲をもって参加すること。
- (2) 安全衛生教育内容を実践すること。

【取組事例の収集等】

本運動を広く普及するため、取組事例を収集し、長野労働局ホームページに掲載する等により、事業者等に情報提供を行う。

【取組期間】

3月から5月までの3か月間

【主唱者】

長野労働局及び各労働基準監督署

(参考)

労働安全衛生法(抜粋)

(安全衛生教育)

第59条 事業者は、労働者を雇い入れたときは、当該労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、その従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行なわなければならない。

- 2 前項の規定は、労働者の作業内容を変更したときについて準用する。
- 3 事業者は、危険又は有害な業務で、厚生労働省令で定めるものに労働者をつかせるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該業務に関する安全又は衛生のための特別の教育を行なわなければならない。

(職長等の安全衛生教育)

第60条 事業者は、その事業場の業種が政令で定めるものに該当するときは、新たに職務につくこととなった職長その他の作業中の労働者を直接指導又は監督する者(作業主任者を除く。)に対し、次の事項について、厚生労働省令で定めるところにより、安全又は衛生のための教育を行なわなければならない。

- 一 作業方法の決定及び労働者の配置に関すること。
- 二 労働者に対する指導又は監督の方法に関すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、労働災害を防止するため必要な事項で、 厚生労働省令で定めるもの

(有害業務従事者等の安全衛生教育)

第60条の2 事業者は、前二条に定めるもののほか、その事業場における安全衛生の水準の向上を図るため、危険又は有害な業務に現に就いている者に対し、その従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行うように努めなければならない。

- 2 厚生労働大臣は、前項の教育の適切かつ有効な実施を図るため必要 な指針を公表するものとする。
- 3 厚生労働大臣は、前項の指針に従い、事業者又はその団体に対し、 必要な指導等を行うことができる。

働く人に安全で安心な 店舗・施設づくり推進運動

~ 小売業・社会福祉施設・飲食店の労働災害の減少に向けて ~

厚生労働省と中央労働災害防止協会では、小売業、社会福祉施設、飲食店において増加している労働災害の減少を図るため、「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」を展開しています。

これらの業種で効果的な労働災害防止対策を進めるためには、2・3ページに掲載の「チェックリスト I・II」を活用し、多くの店舗を展開する企業本社、複数の社会福祉施設を展開する法人本部が主導して、店舗、施設の労働安全衛生活動について全社的に取り組むことが重要です。

3・4ページには、下図のような取組事項の具体例のうち、主なものをまとめていますので、ご参照ください。



- ●全社的な労働災害発生状況の把握・分析
- ●安全衛生方針の表明
- ●作業マニュアルの作成
- ●店舗・施設の安全衛生活動の推進
- ●店舗・施設への安全衛生担当者の配置確認 など
- 4 S (整理・整頓・清掃・清潔)活動
- KY(危険予知)活動
- ●危険の「見える化」
- ●従業員への安全衛生教育

など

増加する小売業、社会福祉施設、飲食店での労働災害



※休業4日以上の死傷労働災害件数(11月末現在速報値)、点線は第12次労働災害防止計画における目標値

小	売業、社会福祉施設、	飲食店で多い労働	災害
転倒	急な動き・無理な動き	墜落・転落	その他
「急いでいるときや、両手で荷物を抱えているときなどに、放置された荷物や台車につまずく」「濡れた床で滑る」など	「重いものを無理な姿勢で持ち上げたり、移動させたりするとき、介護で利用者を持ち上げるときなどに、ぎっくり腰になる、筋を痛める、くじく」 など	「脚立や、はしごなど の上でバランスを崩 す」「階段で足が滑 る」など	「やけどをした」、 「刃物で手を切った」、 「交通事故にあった」、 「通路でぶつかった」 など



チェックリスト 本社・本部実施事項

次の事項のうち、労働災害の発生状況等を踏まえ、必要性の高いものから取組を始め、順次、取組事項を拡げてください。なお、法定の義務事項に該当する重要な取組もありますので(衛生管理者の選任等)、その場合は特に速やかに実施する必要があります。

	チェック項目	☑
1	全店舗・施設の労働災害の発生状況を把握し、分析を行っていますか。	
2	企業・法人の経営トップの意向を踏まえた安全衛生方針を作成し、掲示や小冊子 の配布などの方法により店舗・施設に周知していますか。	
3	店舗・施設の作業について、過去の労働災害発生状況を踏まえ、安全に配慮した作業マニュアルを作成して店舗・施設に周知していますか。	
4	次の①~⑪の項目のうちから、店舗・施設で実施すべき安全衛生活動を定め、店舗・施設での取組を行わせるとともに、必要な資料の提供、教育の実施等の支援を行っていますか。	_
	① 4S(整理、整頓、清掃、清潔)の徹底による床面の水濡れ、油汚れ等の小まめな清掃、台車等の障害物の除去、介護、保育等の作業ができるスペース・通路の確保等による転倒・腰痛災害の防止	
	② 作業マニュアルの店舗・施設の従業員への周知・教育	
	③ KY(危険予知)活動による危険予知能力、注意力の向上	
	④ ヒヤリハット活動による危険箇所の共有、除去	
	⑤ 危険箇所の表示による危険の「見える化」の実施	
	⑥ 店長・施設長、安全衛生担当者による定期的な職場点検の実施	
	⑦ 朝礼時等での安全意識の啓発	
	⑧ 転倒防止に有効な靴、切創防止手袋等の着用の推進、介護機器・用具等の導入と、使用の推進、熱中症予防のための透湿性・通気性の良い服装の活用	
	⑨ 腰痛予防対策指針に基づく健康診断の実施	
	⑩ 腰痛・転倒予防体操の励行	
	⑪ 熱中症予防のための休憩場所・時間の確保	
5	店舗・施設における安全衛生担当者(衛生管理者、衛生推進者、安全推進者等) の配置状況を確認していますか。	
6	店舗・施設の安全衛生担当者に対する教育を実施していますか。	
7	本社・本部、エリアマネージャーから店舗・施設に対する危険箇所や安全衛生活動の取組状況の点検、災害防止指導を実施していますか。(店舗・施設の監査 チェックリストに安全衛生に関する項目を明記することなどがあります)	
8	安全対策の取組や注意喚起を分かりやすく従業員へ周知するための掲示や小冊子の配布を実施していますか。	
9	リスクアセスメント (職場の危険·有害要因を特定し、リスクの大きさを評価すること) を実施してその結果に基づく対策を講じていますか。	
10	店舗・施設におけるメンタルヘルス対策について指導および実施状況の把握を 行っていますか。	
11	店舗・施設における健康診断および事後措置、長時間労働者への面接指導など、 健康確保措置の実施状況を把握していますか。	

チェックリスト II 店舗・施設実施事項

本社・本部が定めた安全衛生活動を実施するほか、店舗・施設独自の取組を順次広げてください。

	チェック項目	V
1	4 S 活動(整理、整頓、清掃、清潔)の徹底による床面の水濡れ、油汚れ等の小まめな清掃、台車等の障害物の除去、介護、保育等の作業ができるスペース・通路の確保等による転倒・腰痛災害の防止を実施していますか。	
2	作業マニュアルを店舗・施設の従業員に周知、教育していますか。	
3	KY(危険予知)活動による危険予知能力、注意力の向上に取り組んでいますか。	
4	ヒヤリハット活動による危険箇所の共有、除去を実施していますか。	
5	危険箇所の表示による危険の「見える化」を実施していますか。	
6	店長・施設長、安全担当者による定期的な職場点検を実施していますか。	
7	朝礼時等での安全意識の啓発を実施していますか。	
8	転倒防止に有効な靴、切創防止手袋等の着用の推進、介護機器・用具等の導入、 使用の推進、熱中症予防のための透湿性・通気性の良い服装の活用などを行って いますか。	
9	腰痛予防対策指針に基づく健康診断を実施していますか。	
10	腰痛・転倒予防体操を励行していますか。	
11	熱中症予防のための休憩場所・時間の確保を実施していますか。	

主な取組事項の概要

① 経営トップによる安全衛生方針の表明

◆経営トップによる安全衛生方針を策定し、掲示や 従業員への小冊子の配布などにより周知します。

② 4 S活動 = 災害の原因を取り除く

- ◆「4S」とは「整理」、「整頓」、「清掃」、「清潔」 のことで、これらを日常的な活動として行うのが 「4S活動」です。
- ◆ 4 S活動は、労働災害の防止だけではなく、作業のしやすさ、作業の効率化も期待できます。
- ◆お客様の目に触れにくいバックヤードも整頓を忘れないようにしましょう。
- ◆荷物やゴミなど、 物が散らかって いる職場や、水 や油で床が滑り やすい職場は、 災害の危険が高 くなります。



策定例



策定日 平成●●年 月 日 掲示日 平成●●年 月 日

安全衛生方針

当社は、「『従業員の安全』は『お客様の安全』の礎である」との理念に基づき、安全衛生の基本方針を以下のとおり定め、経営者、従業員一丸となって労働災害防止活動の推進に努めます。

- 安全衛生の基本方針 -

- ① 安全衛生活動の推進を可能とするための 組織体制の整備、責任の所在の明確化を 図る
- ② 労使のコミュニケーションにより、職場の実情に応じた合理的な対策を講じる
- ③ すべての社員、パート、アルバイトに安全衛生確保に必要かつ十分な教育・訓練を実施する
- ④ 上記の実行に当たっては適切な経営資源を投入し、効果的な改善を継続的に実施する

会社名 代表者 株式会社●●スーパーマーケット 代表取締役 安全太郎 (自筆で署名しましょう)

③ KY活動 = 潜んでいる危険を見つける

- ◆ K Y とは「危険(K)・予知(Y)」のことです。 KY活動では、業務を開始する前に職場で「その作 業では、どんな危険が潜んでいるか」を話し合って 「これは危ない」というポイントに対する対策を決 め、作業のときは、一人ひとりが「指差し呼称」を して行動を確認します。
- ◆「うっかり」、「勘違い」、「思い込み」などは安 全ではない行動を招き、災害の原因となります。



④ 危険の「見える化」 = 危険を周知する

- ◆危険の「見える化」とは、職場の危険を可視化(=見える 化)し、従業員全員で共有することをいいます。KY活動 で見つけた危険のポイントに、右のようなステッカーなど を貼りつけることで、注意を喚起します。
- ◆墜落や衝突などのおそれのある箇所が事前に分かっていれ ば、そこでは特に慎重に行動することができます。





⑤ 安全教育・研修 = 正しい作業方法を学ぶ

- ◆ 「脚立の正しい使い方」、「腰痛を防ぐ方法」、「器具の正しい操作方法」などを知ってい れば、労働災害を防ぐことができます。
- ◆組織の本社や本部では、「どんな災害が起こっているか」、「どうしたら災害は防げるか」 を踏まえ、「正しい作業手順(マニュアル)」を作成します。そして店舗・施設では、この 内容を従業員に伝え、教えます。
- ◆朝礼など皆が集まる機会を活用して教育・研修を行う方法もあります。特に、はじめて職務 に就いた従業員には、雇い入れ時に安全教育を行う必要があります。

⑥ 安全意識の啓発 = 全員参加により安全意識を高める

- ◆安全活動は、経営者や責任者の責務であるとともに、正社員、パート、アルバイト、派遣な どの雇用形態にかかわらず、従業員は全員参加することが重要です。
- ◆従業員一人ひとりの安全意識を高めるために、朝礼などの場を活用して、店長・施設長から 安全の話をすることや、従業員からヒヤリハット事例を報告してもらい、みんなで安全につ いて話し合ったりすることなどが効果的です。

⑦ 安全推進者の配置 (労働安全衛生法施行令第2条第3号に掲げる業種における安全推進者の配置等に係るガイドライン)

◆店舗・施設ごとに安全の担当者である安全推進者を配置し、安全衛生活動、安全衛生教育・ 啓発の推進などの旗振り役を担わせます。

「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」特設サイト

http://anzeninfo.mhlw.go.jp/information/sanjisangyo.html

こちらも ご覧ください ●安全・衛生に関する主な制度・施策紹介 ●安全衛生関係のパンフレット一覧

安全・衛生

安全 パンフ

職場の安全活動についてのご不明点などは、厚生労働省ホームページをご覧いただくか、最寄りの都道府県労働局、 労働基準監督署にお問い合わせ下さい。